

### 第3回 操縦士の疲労管理に関する検討会 議事概要

1.日時:2019年2月18日 15:00～17:00

2.場所:国土交通省4階特別会議室

3.出席委員:伊藤委員、井上委員、河内委員、高橋委員、細谷委員

#### 4. 議事概要

<関係団体ヒアリングについて(日本乗員組合連絡会議)>

※特記のないものは全てヒアリング団体による発言

- 航空局の実施する実態調査については調査対象路線が限定されていることや調査が機長のみ限定されていることから、これら不足点を補うためにも、日本乗員組合連絡会議が行った実態調査も参考にすべき。
- 疲労管理基準の策定にあたっては、勤務開始前からの覚醒時間だけではなく、出社前の生活・睡眠状況、勤務地までの距離と移動手段による疲労への影響に加え、子育てや介護等の家庭環境に対する一定程度の余裕を考慮すべき。
- 一方で、国の基準の対象範囲を操縦士の生活環境まで広げると、個々の生活の自由度・多様性を損なう可能性もあり、難しい課題。(ヒアリング団体及び委員コメント)
- 乗務時間帯により疲労度は大きく異なるため考慮が必要。
- 個別事情を考慮した余裕を持った基準とするべき。
- 操縦士の個別事情を具体的に国の基準に反映することは難しい。(委員コメント)

<関係団体ヒアリングについて(定期航空協会)>

※特記のないものは全てヒアリング団体による発言

- 三名編成の運航は夜間の長距離路線に多く、休息時間はほぼ均等となるように運用しているが、欧米とは異なり機長が2名乗務していることや、最近の機材の休息設備は性能も向上してきていることから、乗務時間に比例した休息時間のうち6～8割にあたる時間の睡眠を確保できている。たとえ短時間であっても、睡眠により疲労が回復し、大きな能力低下を防ぐことができていることから、休息がとれることは疲労対策として非常に有効である。
- 新しい疲労管理基準の施行時期については、運航乗務員不足への対応、および新基準に対応した乗務管理システムの構築が必要となるため、十分な準備期間が必要である。
- 更なる有効な疲労対策として、国際的なガイダンスでも奨励されている緊急避難的な手法としての操縦席における仮眠や、超短時間型睡眠薬の内服が可能となれば、選択肢が広がり有効である。

- 睡眠薬の使用については、健康管理医が配置されており、適切な管理体制がとれている会社とそうではない会社とでは対応が異なることに留意する必要がある(委員コメント)

<疲労管理基準の考え方について> ※全て委員による発言

- 新基準の策定にあたり、深夜早朝時間帯を考慮することはよいことだが、時差順応は科学的に完全には解明されていないものや、個々の体質により異なるところもあるため、必ずしも欧米のように複雑な基準ではなく、可能な限りシンプルな基準とし、あとは原則航空会社で考慮させたほうがよいのではないかと。
- 時差を考慮するのであれば、東西の違いも考慮したほうがよいのではないかと。
- 機上での休息について、同時に二人が休息する場合の心理的負担等を考慮すると、必ずしも三人編成より四人編成がいいとは限らないのではないかと。

<全体に対する意見> ※全て委員による発言

- 疲労管理についての国、航空会社、操縦士それぞれの果たすべき役割を整理する必要がある。

以上